

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の入院給付金等の特別取扱いについて

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

朝日生命保険相互会社（社長：木村博紀、以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症に罹患された方に対して、2020年4月より、社会情勢を踏まえた時限的な措置として、宿泊療養・自宅療養された場合、約款上の「入院」として取り扱い、入院給付金等のお支払い対象とする特別取扱い（以下、「みなし入院」）を開始しました。その後、2022年9月26日より、重症化リスクの高い方の宿泊療養・自宅療養を「みなし入院」のお支払い対象に限定・変更しました。

今般、2023年5月8日より、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」における新型コロナウイルス感染症の分類について、“五類感染症”に位置づける、との方針が政府から示されました。この“五類感染症”への位置づけ変更が実施された場合、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「入院措置・勧告」等の対象外となることから、2023年5月8日以降の「みなし入院」の取り扱いを終了することとします。

具体的には、新型コロナウイルス感染症と診断された日（陽性判明日）に応じて、以下のとおりの対応とします。

ケース	診断日または陽性判明日		
	～2022(令和4)年 9月25日	2022(令和4)年9月26日～ 2023(令和5)年5月7日	2023(令和5)年 5月8日～
実際に、医療機関へ入院された場合 (約款における取り扱い)	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
「みなし入院（宿 泊療養・自宅療 養）」の場合 (特別取扱い)	重症化リスクの高い 方(*)	○ お支払い対象	× お支払い対象外
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外

(*)「重症化リスクの高い方」とは、「65歳以上の方」「妊娠している方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬または新たに酸素投与が必要と医師が判断する方」のいずれかに該当する方になります

なお、「みなし入院」の対象であるにもかかわらず、入院給付金等をご請求いただけない方におかれましては、当社担当者あるいは当社コールセンターまでお早めにお申し出いただきますよう、お願い申し上げます。

また、2023年5月7日までに発生した「みなし入院」については、2023年5月8日以降もご請求いただけますので、ご安心ください。

※“五類感染症”への位置づけ変更に伴い、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、当社の個人保険契約の約款上、“感染症”に該当しないこととなります。そのため、災害死亡保険金等(個人保険・財形保険)についてはお支払い対象外、特別条件（保険金等の削減支払、特定部位または指定疾病についての不担保、特定高度障害状態についての不担保）については適用対象となります。

※今後、政府が方針を見直したことにより、本プレスリリースの内容に変更が生じた場合には、改めてご連絡します。